

保育園・こども園（保育部）保育料 徴収基準額表

4月1日時点で3歳児以上の場合、保育料は無料です。

3歳児未満の場合は下表のとおりです。

令和5年9月1日現在

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			月額保育料（円）	
階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯		0	0
第2階層	市民税非課税世帯		0	0
第3階層	48,600円未満	ひとり親世帯等	3,800	3,600
		その他世帯	10,800	10,000
第4-1階層	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	4,400	4,200
		その他世帯	15,600	14,800
第4-2階層	57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	4,800	4,400
		その他世帯	20,600	19,800
第4-3階層	77,101円以上	97,000円未満	22,200	20,800
第5階層	97,000円以上	169,000円未満	33,200	32,800
第6階層	169,000円以上	301,000円未満	48,800	48,000
第7階層	301,000円以上	397,000円未満	64,000	63,000
第8階層	397,000円以上		80,000	78,600

- 保育料は、父母の市民税所得割合算額により算定します。父母以外の者（祖父母等）を家計の主宰者と判断した場合は、その者の市民税所得割額を含めて算定します。
- 月途中の退園の場合でも、その月分の保育料がかかります。
- 「ひとり親世帯等」とは、ひとり親家庭、在宅障害児（者）が世帯員にいるなどの世帯です。「その他世帯」とは、「ひとり親世帯等」以外の世帯です。
- 多子軽減について
同一世帯内の「18歳に到する日以後の最初の3月31日までの間にある者」のうち年長者から数えて保育園・認定こども園等に在籍している子が第2子以降の場合は無料になります。
- 基準となる市民税所得割額について、4月から8月まで分は前年度を、9月から3月まで分は当該年度を基に算定します。
- 入園は毎月初日（1日）です。復職日等の関係で月途中からの利用でも月額の保育料がかかります。※日割り計算は行いません。